

平成 2 9 年第 1 回

南大隅町農業委員会  
臨時総会 議事録

平成 29 年 7 月 24 日 (月曜日)

平成29年 第1回南大隅町農業委員会臨時総会 議事録

1 開催日時 平成29年7月24日(月曜日) 午前9時20分～午前9時55分

2 開催場所 南大隅町本庁 会議室

3 (1) 出席委員(12人)

委員	13番	北之口 洋一
〃	12番	後藤 望
〃	1番	田淵 哲朗
〃	2番	東山崎 勝一
〃	3番	徳留 徳次
〃	5番	富田 良成
〃	8番	橋口 初男
〃	9番	淵脇 耕二
〃	10番	松山 和子
〃	11番	溝田 耕一
〃	12番	横原 洋伸
〃	13番	吉永 一雪

4 農業委員会事務局職員

事務局長 川元 俊朗  
事務局主幹 戸島 和則  
事務局嘱託 山下 晶子

5 日程

第1 臨時議長選出

第2 日程1 会長の選任について  
日程2 会長代理の選任について  
日程3 議席の指定について  
日程4 担当地区の指定について  
日程5 県農業会議委員就任について

## 6 会議の概要

事務局： 皆さん、ご起立して姿勢を正してください。

一同礼。

ただ今から、南大隅町農業委員会臨時総会を開会いたします。ご着席ください。

本日は、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、先ほど町長より辞令交付がありましたとおり公選制から町長の任命制となりました、初めての農業委員会総会でございますので、本日の席次は、氏名の五十音順に仮議席としてお座りいただいております。ご了承いただきたいと思います。

それでは、初めての総会でございますので、農業委員の皆様方の自己紹介をお願いいたします。

(1番から順次、自己紹介)

ありがとうございました。

次に、農業委員会事務局の紹介をいたします。

(事務局職員自己紹介)

事務局： それでは、臨時議長選出でございますが、地方自治法第107条の規定によりまして、出席委員の中で年長委員が臨時に会長の職を行うこととされておりますので、出席委員の中で、徳留委員が年長者でございますので、徳留委員に臨時議長をお願いいたします。

臨時議長： 徳留でございます。私が年長者ということでありますので、地方自治法第107条の規定により、臨時議長を務めさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

臨時議長： それでは、日程第1、会長の選任についてです。

お諮りします。選挙の方法は指名推薦と投票がありますが、どの方法がよろしいでしょうか。

(指名推薦の声あり)

臨時議長： ただ今、会長の選挙は指名推薦との声がありましたが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

臨時議長： 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推薦とすることに決定いたしました。

指名推薦の方法については、委員全員によって協議し、臨時議長が指名推薦することにしたと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

臨時議長： 異議なしと認めます。ここで休憩いたします。

(全員による協議)

臨時議長： 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。  
お諮りします。橋口委員を会長に指名推薦することにしたいと思いを。これに異議のない方の起立をお願いします。

臨時議長： 着席ください。

臨時議長： 全員起立ですので、ただ今、指名推薦されました橋口委員が会長に当選されました。それでは、当選人の発言を求めます。

議長： 今回、町長のお話しや事務局からの話しにもありましたように、定数も削減されましたなかで、また、私に会長をとということですが、会長たる職に就くようなものも持っておりませんので、皆様方のご協力なしには進めていくことはできません。これから先、最適化推進委員も加わってきます。これも農業委員委嘱ということになりますが、これもまた、皆様方の地域を考えていただいて、そのような方々を委嘱しなければならないと思っております。3年間ですが、皆様方とともに頑張っていきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

臨時議長： これをもって、臨時議長の職務は終了いたしました。  
ご協力ありがとうございました。  
それでは、橋口委員、会長席にお着きください。

事務局： 徳留委員、大変ご苦勞様でした。  
これから先の議事は、会長にお願いしたいと思いを。  
よろしくお願ひいたします。

議長： それでは、日程2の会長代理の選任についてです。  
農業委員会等に関する法律第5条第5項により、会長代理を選任することといたします。  
会長代理は、委員の互選となっております。  
お諮りします。選挙の方法は指名推薦と投票がありますが、との方法がよろしいでしょうか。

(指名推薦の声あり)

議長： ただ今、会長の選挙は指名推薦との声がありましたが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： 異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推薦とすることに決定いたしました。  
指名推薦の方法については、委員全員によって協議し、会長が指名推薦することにし  
たいと思いを、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： 異議なしと認めます。ここで休憩いたします。

(全員による協議)

議長： 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。  
お諮りします。横原委員を会長代理に指名推薦することにしたいと思いを。これに異議のない方の起立をお願いします。

議長： 着席ください。

議長： 全員起立ですので、ただ今、指名推薦されました横原委員が会長代理に当選されました。  
それでは、当選人の発言を求めます。

横原委員： 会長の補佐役として、頑張りたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長： 次に、日程3の議席の決定であります。会議規則第9条によりまして、議席は最初にかかれる総会において、くじで定めることとなっております。  
くじの順序は、現在の仮議席の順で引くことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： 異議なしと認めます。  
なお、くじの前に4番は欠番とし、会長は13番、会長代理は12番とさせていただきます。それでは、仮議席の順にくじを引いてください。

(抽選)

議長： くじが終了しましたので、事務局より発表をお願いします。なお、名前を呼ばれたら、議席の方への移動をお願いします。

事務局： はい。それでは発表いたします。

本議席番号	委員名
1番	吉永 一雪
2番	富田 良成
3番	北之口 洋一
5番	淵脇 耕二
6番	溝田 耕一
7番	東山崎 勝一
8番	田淵 哲朗
9番	松山 和子
10番	徳留 徳次
11番	後藤 望
12番	横原 洋伸
13番	橋口 初男

以上です。

(議席移動)

議 長： 以上のとおり議席を決定いたしました。

議 長： 次に、日程 4、担当区域の指定についてでございます。事務局より説明をお願いします。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： 臨時総会資料の 3 ページをお開きいただきたいと思います。日程 4、担当区域の指定についてでございます。これにつきましては、出来るだけ委員皆様の近隣自治会を充てておりますが、今まで 18 名の委員で活動をしていただいておりますが、今回の法改正によりまして、委員が 12 名と 6 名の減となっております。そのため、今まで以上に担当地区のエリアが広がっているところでございます。つきましては、お示ししております担当地区については、あくまでも案として提案させていただいておりますので、不都合等ありましたら協議の方をよろしくをお願いします。なお、4 ページは現在、募集しております、現場活動を主体とします農地利用最適化推進委員の地区詳細を添付しておりますので、これを併せて参考にしながらご協議いただければと思います。よろしくをお願いします。

議 長： ありがとうございます。担当区域につきましては、ただ今、事務局から説明がありましたとおりですが、それぞれ、皆様方の担当区、自治会ですが、どうでしょうか。

5 番： はい。

議 長： 淵脇委員。どうぞ。

5 番： 今回、いろいろ内容が変わったということですが、今回、担当区が変更になったところがあるのか。その点を教えてください。

事務局： はい。

議 長： 事務局。

事務局： 先ほども申しあげましたとおり、今までは委員 18 名でございました。今回、12 名の皆様が任命されたわけですが、6 名の減となっており、各自治会それぞれ 6 名減の分を振り分けさせていただいたところですが、特にご質問いただきました、淵脇委員のところ横別府地区につきましては、3 名の委員で活動していただいていたわけですが、今回、田淵委員と淵脇委員と 2 名となっておりますので、1 人分をそれぞれに振り分けたところでございます。他の地区につきましても、同様に委員が少なくなっている分については、それぞれ自治会を振り分けているところでございます。

議 長： 淵脇委員、よろしいでしょうか。

5 番： はい。

議 長： 野尻野・高田については、どうでしょうか。事務局とも担当区域につきまして、横

原委員の担当区に付けたらどうだろうか、これを皆さんでご協議いただければと思います。横原委員の近隣でもありますし、後藤委員が辺田地区までということを考えればどうですか。

8 番： 横原委員が承諾すればいいのでは。

1 2 番： 結構ですよ。

議 長： それでは、そのようにさせていただくことに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長： それでは、野尻野・高田については、横原委員の担当区に入れていただくことでよろしいですか。

(はい。の声あり)

1 2 番： はい。

議 長： 横原委員。

1 2 番： 野尻野・高田地区については、お引き受けしますが、ここに記載されていない折山と木屋川内の境というのがあります、木屋川内も私の担当となっているのか。ここはどう見ても、折山地区に入るのではないかと思います。

7 番： ここは、郡校区となっている。

1 2 番： そういうことなら。

事務局： ここにはなっていないですよ。であれば、松山委員のところでもいいのですね。

議 長： 他に担当区については、よろしいですか。

(はい。の声あり)

議 長： それでは、ご異議なしと認めます。

1 番： 吉永です。

議 長： 吉永委員。

1 番： 農地利用最適化推進委員の説明をお願いします。

事務局： 後ほど、ご説明させていただこうと思っておりましたが、今回、法改正によりまして、新たに農業委員とは別に、現場活動を中心にしていただきます農地利用最適化推進委員の委嘱が必要となったところであります。本日お配りしております資料に詳しく記載されておりますが、農業員につきましては今までの審議、現地調査等々に活動していただ

くわけですが、農地利用最適化推進委員につきましては、農地利用に関する各会合への参加、農地利用集積の拡大、遊休農地の解消と発生防止など、主に現場にて活動していただく委員でございます。特に、総会に出て議決権はございません。参考として意見を述べることはできますが、議決権はございませんので、そこが大きな違いになっております。そして、一枚紙でお配りしております、農業委員と農地利用最適化推進委員の役割分担が記載してあります。それぞれの委員の役割分担となっているところでございます。これは、あくまで簡易な簡潔に表したものですので、推進委員が決まりましたら、より詳細なものを作成しまして、お配りしたいと思います。先ほどから繰り返しますが、推進委員はあくまでも現場活動が中心になることをご理解いただきたいと思います。

議 長： よろしいですか。

私も県の会議などで頂いた資料を一通り目を通してはいるつもりですが、要は推進委員と連携をして利用権設定だとか、3条4条5条などの許可申請の現地にも立ち会っていただいたり、それぞれ一緒にやっ行って行かなければ、委員と推進委員の区別をして、それぞれが互いに協力し合って、地区における役割分担をしていかなければ、農協委員会自体がうまく活動しなくなるのではないかと考えます。ですから、委員の皆さんにおかれましては、それらをなお一層、考えておいていただきたいですし、協力し合うことを考えておいていただきたいです。

事務局： 農業委員と推進委員の一番の違いは、議決権があるかないかです。農業委員の方はありますが、推進委員の方はありませんので、もちろん農業委員の責任の重さというのを考えていただければよろしいかと思っております。ただ、農業委員と推進委員の方と一緒に研修などは行っていきますので、そこで、より深い連携が図られるのではと思っておりますので、今後ともよろしく申し上げます。

議 長： それでは、異議なしとの声ですので、異議なしと認めます。担当区指定につきましては、一部修正し決定いたします。

議 長： 次に、日程5、県農業会議会議員就任についてでございます。事務局の説明をお願いします。

事務局： 一般社団法人鹿児島県農業会議定款第6条第4項第1号の普通会員についてでございますが、会議員は会長が就任するとありますので、皆様方の了承をお願いするものであります。

議 長： 県農業会議会議員就任について、会長が会議員を務めさせていただくことに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長： 異議なしと認めます。県農業会議会議員就任については、会長が就任することに決定いたしました。

議 長： よろしいでしょうか。それでは、以上をもちまして、平成29年第1回南大隅町農業委員会臨時総会を閉会いたします。



以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長 橋 口 初 男

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員